

広島県選挙管理委員会告示第九十号

令和七年十一月九日執行予定の広島県議会議員広島市安佐北区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙時登録の基準日を、次のとおり定める。

令和七年十月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

選挙時登録の基準日 令和七年十月三十日